

船橋市子ども・子育て会議公募委員の選考に関する 審査要領

1. 応募資格について

「船橋市子ども・子育て会議公募委員の選考に関する要綱」に基づき、公募委員の応募資格は、次の（１）～（５）の条件のすべてを満たす方です。

- （１）本市の子育て支援に関心があり、子ども・子育て会議に出席可能な方。
- （２）本市の住民基本台帳に記録されており、引き続き１年以上市内に在住している方。
- （３）応募日現在において、１８歳以上の方。
- （４）応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員、市政モニター、その他これらに類する者になっていない方。
- （５）本市の特別職及び一般職の職員でない方。

上記の応募資格のうち（２）（３）（４）については、事務局において戸籍住民課等への照会等を行い、資格を満たしているか否かについて確認するものとします。

2. 応募書類について

応募書類は、応募者１人につき、次の２点です。

- （１）応募用紙（氏名、生年月日、性別、住所、職業、電話番号が分かる書類）

※雛形もご用意しています（別記様式）。

- （２）「小論文」（６００字以上１２００字以内、用紙は自由）

小論文のテーマ「応募の動機と、船橋市の子育て支援の課題について」

（ご自身の経験を活かせる点、自己PRを交えて）

3. 審査のポイントについて

公募委員を委嘱する趣旨は、広く一般市民の方にも会議に参加していただき、意見をいただくことにあります。したがって、公募委員として求めているのは、地元船橋に愛着を持ち、住んでいるまちを良くしていこうという意欲・熱意があり、子ども・子育て会議という学識経験者等の専門家が多くを占める会議の場にあっても、市民として、問題意識を

もった発言が期待できる方です。このような観点から、書面審査にあたっては、下記の評価基準に基づいて採点を行うものとします。

4. 評価基準について

評価項目		配点
1	公募委員として意欲、熱意が感じられるか	5点
2	社会状況や船橋市の状況を理解しているか	5点
3	客観的、論理的な思考をしているか	5点
4	市民としての問題意識があるか	5点
5	子育て支援への理解はあるか	5点
書面審査評価点合計		25点

※最低基準について

上記評価基準において、選考委員による採点の平均が書面審査評価点の配点（25点）の2分の1に満たない場合は落選とします。

5. 選考方法について

(1) 順位点方式について

選考委員毎に書面審査評価点の採点結果に順位を付し、各委員が付した順位の数字を合計して小さい数字の者から上位とし、候補者とします。順位点合計が同点の場合、1位の獲得数が多い者から上位とします。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数が多い者から上位とし、それでも差がつかない場合は合計評価点が高い者から上位とします。

(2) 公募委員の選考について

選定した候補者に対し、候補者となった旨を連絡し、意思確認等をさせていただいたうえで最終的に公募委員として委嘱します。

候補者が辞退した場合などは、候補者に次ぐ上位の応募者を候補者とするなどの対応を選考委員会にて協議します。

船橋市子ども・子育て会議 公募委員 応募用紙

1.氏名	(ふりがな) -----
2.生年月日	
3.性別	
4.住所	〒 — 船橋市
5.職業	
6.電話番号	
7.メール アドレス	(連絡の取れるメールアドレスがある場合にはご記入ください。)

※ご記入いただいた個人情報は、公募委員の選考のみに使用します。

小論文「応募動機と、船橋市の子育て支援の課題について（ご自身の経験を活かせる点、自己PRを交えて）」を600字以上1200字以内でご記入ください。

（別紙に記入し、添付していただいても差し支えありません。）